

令和 6 年度

第 1 回札幌市子ども・子育て会議

会 議 錄

日 時：2024年6月27日（木）10時開会
場 所：札幌市役所 12階 1～5号会議室

1. 開　　会

○事務局（二渡子ども企画課長）　皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、札幌市子ども未来局子ども企画課長の二渡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に3点、皆様にご報告をさせていただきます。

まず1点目は、当会議の公開についてでございます。この会議は、札幌市情報公開条例第21条に基づきまして、公開で実施することとしております。本日は、会場に傍聴席を設けておりますので、あらかじめご了承ください。

2点目は、委員の皆様の出席状況についてでございます。本日、ご欠席の連絡を、加藤弘通委員、北川委員、椎木委員、末岡委員、前田委員、三好委員、藪委員、大場委員よりいただいております。したがいまして、現段階の参加者数につきましては、29名中21名となってございますので、過半数を上回ってございます。会議が成立しておりますことをご報告いたします。

3点目に、本日の資料でございます。あらかじめ皆様にはデータでお送りしておりますが、本日は、そのデータでお送りしているもののうち、資料1-2、それから参考資料を除きまして、資料1-1から資料4までの7種類を机上に配付してございます。

また、本日は、委員の皆様から事前にご意見やご質問いただいてございますので、その資料を別途お配りしてございます。A3判のカラーで刷られたものになりますので、後ほどご確認いただければと思います。また、加えまして、前回会議以降に委員の変更がございましたので、委員名簿を改めてお配りしてございます。資料の不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また、本日オンライン参加の永浦委員におかれましては、ご質問、ご意見等ございましたら、Zoomのリアクションボタンから「手を挙げる」を選択していただきまして、事務局が指名をさせていただきます。ミュートを外してご発言をお願いできればと思います。

次に、今年度に入りまして、交代のありました4名の委員のご紹介させていただきます。私の方からお名前をお呼びいたしますので、誠に恐れ入りますが、その場でご起立いただきますようお願ひいたします。

札幌市PTA協議会副会長、高瀬麻美委員。

北海道警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター所長、千島孝洋委員でございます。

札幌市小学校長会会長、千葉一博委員でございます。

札幌商工会議所中小企業相談所所長兼ビジネスキャリアセンター部長、樋口雅宏委員でございます。

以上、4名の方が新たに委員に就任してございますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、事務局職員でございますけれども、今年度着任した子ども未来局の局長職及び部長職を紹介させていただきます。

初めに、子ども未来局長の佐藤でございます。

次に、子ども育成部長の浅山でございます。

続いて、母子保健担当部長の安田でございます。

それでは、会議に先立ちまして、ここで、子ども未来局長の佐藤より、皆さんに一言ご挨拶をさせていただきます。

○事務局（佐藤子ども未来局長） 5月25日付で、前職の子ども育成部長から子ども未来局長となりました佐藤です。

本日は、お越しいただきましてありがとうございます。また、日頃から、札幌市の子ども・子育て施策に多大なるご尽力をいただきしておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

札幌市では、子ども・子育て施策の基本計画、「第4次さっぽろ子ども未来プラン」がございますけれども、今年度末をもって、その計画期間が満了することとなりますので、本日の会議では、来年度からの新たな未来プランのご審議をいただく予定となっております。

一方で、国では昨年末、「こども大綱」を決定し、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることのできる、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現を目指して、ライフステージに応じて切れ目なく支援をしていくことの必要性を訴えていたところです。

我々札幌市も、こういった動きを踏まえて、新たなプランの作成に当たっては、子ども・若者を権利の主体と捉え、それを尊重し、子育て世代を含めて当事者の視点に立つて、そして、その人たちの支援を切れ目なくやっていきたいというふうに考えております。そういう意味で、本日は、限りある時間ではありますけれども、皆様方からそれぞれの立場で忌憚のないご意見をいただければというふうに考えております。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

2. 議 事

○事務局（二渡子ども企画課長） それでは、議事に移らせていただきます。

ここからの進行につきましては、藤原会長にお願いをしたいと思いますので、藤原会長よろしくお願いいいたします。

○藤原会長 改めまして、おはようございます。今日も大切な審議がございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、早速1点目の第4次さっぽろ子ども未来プランの令和5年度実施状況報告について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） 子ども企画課長の二渡でございます。

まず、私の方から、議事の1点目、第4次さっぽろ子ども未来プランの令和5年度実施状況についてご報告をさせていただきます。

皆さんにお配りしております資料の1-1「令和5年度実施状況報告書＜実施状況総括＞」をご覧いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1ページ目をご覧ください。第4次さっぽろ子ども未来プランは、「子どもの権利に関する推進計画」「市町村こども・子育て支援事業計画」などを包括した計画として策定したものになってございます。計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となってございます。

次に、3ページ、「点検・評価の方法」をご覧ください。本プランに基づく取組内容や成果指標の達成状況については、毎年度、札幌市子ども・子育て会議や子どもの権利委員会に報告し、点検・評価を受けることとしてございます。

続きまして、計画全体の成果指標の達成状況についてご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。本プランにおきましては、計画全体の成果指標を二つ設定しております。最初に、「自分のことが好きだと思う子どもの割合」についてですが、令和5年度は62.4%となってございまして、こちらは、平成30年度の当初値と比べますと5ポイント低い結果となってございます。

こちらの目標値の達成に向けてでございますが、その下の囲みのポツ二つ目をご覧ください。本市としてはこの結果を踏まえまして、子どもの自己肯定感を高めるべく、子どもが成功体験等を感じられるような、様々な体験や参加の機会を確保していくとともに、子ども基本法を踏まえ、子どもの意見反映の取組の更なる促進を図り、より一層子どもの権利が大切にされる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めていきたいと考えてございます。

続いて、上の指標の数値にお戻りいただき、二つ目の成果指標である「子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合」をご覧ください。令和5年度の数値は38.5%となってございまして、こちらについては令和4年度から、前年度から比べますと微増しております。

こちらの評価につきましては、囲みのポツ三つ目以降に記載している分になります。「ニーズ調査」におきまして、ある程度充実していると考える子育て支援策や子育て環境について、「子どもが医療機関にかかる費用の負担軽減」や「認可保育所等にかかる費用の負担軽減」と答えていただいた方の割合が高くなっています。本市で進めている子ども医療費助成や保育料無償化等の支援につきまして、子育て世帯からの一定の評価は得られていると考えておりますが、子育ての経済負担が大きいといった「経済的なこと」も少なからず回答がございますので、必要な支援が届けられるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、7ページ以降につきましては、それぞれ「基本目標ごとの実施状況の評価」について記載してございます。

本プランでは、基本目標を四つ設定してございまして、基本目標ごとに主な施策や取組状況、成果指標の達成状況、さらに自己評価として、「地域資源の活用と組織横断的な連携」の状況と「成果指標の達成状況」についてまとめてございます。

まず、基本目標 1 「子どもの権利を大切にする環境の充実」をご覧ください。こちらは、子どもの権利条例に基づく「子どもの権利に関する推進計画」として位置づけております。令和 5 年度については、子ども議会や子どものくらし支援コーディネート事業などを実施しております。

続いて、8 ページ、成果指標の達成状況でございますが、一つ目、「子どもの権利についての認知度」、二つ目の「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」については、当初値と比べると大人は低下、子どもについては上昇あるいは横ばいという結果になつてございます。

こちらについてですが、大人については、身近に子どもがいない世代において、もともと子どもと関わりが少ない中でコロナ禍の地域活動の制限により、子どもの権利に触れる機会も一層少なくなったということが大きな原因であると考えてございます。今後も子どもの体験や参加の機会の確保に努めながら、様々な世代における子どもの権利の認知度向上・理解促進に向けた普及啓発に取り組んでまいります。

成果指標の三つ目、「いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合」は、前年度と比較すると横ばいあるいは上昇してございます。

こちらにつきましては、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援につながる施策を一層進めてまいります。

続いて、11 ページをご覧ください。基本目標 2 「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」についてでございます。高まる保育へのニーズへの対応、社会全体での子育て支援の充実、妊娠期からの切れ目のない支援の充実、経済的支援の充実に関する施策でございます。

令和 5 年度の主な取組といたしましては、地域子育て支援拠点事業や妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施などを実施してございます。

12 ページ、成果指標の状況についてでございます。一つ目、「仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合」が 39.6% ということで、当初値と比べて低く推移してございます。

こちらにつきましては、職場環境の改善と収入や仕事のやりがいが増えることの二つの要素を満たしていないと多くの人が感じていることが原因と考えてございます。

また、成果指標の二つ目、「父親と母親がともに子育ての担い手である」と回答した保護者の割合及び三つ目の「希望に応じた保育サービスを利用できた人の割合」については、どちらも上昇してございます。

こちらにつきましては、国の支援策等も踏まえ、子育て世帯の負担を軽減できるような施策について、今後も検討してまいります。

次に、14ページ、基本目標3「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」をご覧ください。こちらは、充実した学校教育等の推進、放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供、地域における子どもの成長を支える環境づくり、次代を担う若者への支援体制の充実に関する施策でございます。

令和5年度の主な取組といたしましては、子どもの居場所づくり支援事業や困難を抱える若者への自立支援などを実施してございます。

基本目標3の成果指標につきましては、15ページにございますとおり、一つ目、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している子どもの割合」、二つ目、「近所や地域とのつながりがある子どもの割合」、三つ目、「社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合」となってございます。こちらにつきましては、一つ目の高校生の数値が前年度と比べて低くなっている以外は、それぞれ横ばいもしくは上昇といった結果となってございます。

こちらにつきましては、子どもが挑戦する機会や粘り強く取り組む機会の保障に努めていくほか、体験機会の充実に向けても努めるなど、若者に必要な支援が届くよう引き続き検討してまいります。

最後に、基本目標4「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」についてでございます。こちらは17ページをご覧ください。児童相談体制の強化、障がいのある子、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実、子どもの貧困対策の推進、ひとり親家庭への支援の充実、子どもを受け入れる多様性のある社会の推進に係る施策でございます。

令和5年度の取組ですが、「児童相談体制強化事業」、「里親制度促進事業」などを実施してございます。

19ページをご覧ください。基本目標4の成果指標は二つ設定してございまして、一つ目、「障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合」については、令和5年度に成果指標の達成状況を把握する調査がございませんでした。

二つ目の「子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感じるひとり親の割合」につきましては、10.5%となってございまして、令和5年度から1.1ポイント上昇、当初値と比べますと8ポイントの低下となってございます。

こちらにつきましては、子育て家庭が必要としている支援を行うべく、情報発信の強化に努めてまいります。また、障がいのある子どもやその家族が必要な支援を受けることができるよう、引き続き取り組んでまいります。

最後に、20ページから22ページにかけましては、本プランの主要な活動指標の達成状況についてでございます。基本目標ごとに記載してございますので、ご確認いただけたらと思います。

資料の1-1の説明は、以上となります。

続きまして、資料1-3、第4次さっぽろ子ども未来プランの子ども・子育て支援事業計画についてでございます。

こちらは資料1－3、1ページをご覧ください。子ども・子育て支援法に基づきまして、市町村は、5か年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、施策を計画的に提供することとされてございます。

この資料では、この計画の「教育・保育」、そして「地域子ども・子育て支援事業」の需給状況について報告いたします。

なお、「量の見込み」とは、特定のサービスがどれだけ必要とされるかに関する見込みのことございます、「提供体制（供給量）」というのは、特定の保育サービスが施設・事業者により提供される見込みの量のことをいいますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、本資料の2ページ、4、「教育・保育」の需給状況をご覧ください。

4の（1）では、保育分野における需給状況についてお示ししてございます。②保育の供給量の表をご覧いただきますと、実績値が計画値を若干下回ってございますけれども、これは一部施設における利用定員の引き下げの影響によるものでございます。今後の保育ニーズを踏まえ、既存施設の活用等により、必要な供給量の確保に努めてまいります。

続きまして、3ページ、（2）教育分野の需給状況についてです。②の供給量の表をご覧ください。一部施設における利用定員の引き下げの影響により、1号の実績値は計画値を若干下回ってございますが、1・2号とも、おおむね計画値を達成している状況でございます。

続いて、（3）評価についてですが、教育・保育に関する需給計画は、一部施設における利用定員の引き下げの影響はございますが、既存幼稚園の認定こども園への移行などによる供給量確保に努めたことによりまして、ニーズを上回る供給量を確保しているものと考えてございます。

次に、4ページ、5、「地域子ども・子育て支援事業」の需給状況等をご覧ください。子ども・子育て支援法に基づく各事業について、先ほどの「教育・保育」同様、ニーズ量と供給量を定めることとされてございます。

4ページにニーズ量、5ページに供給量を記載してございまして、5ページのG欄には供給量の実績からニーズ量の実績を差し引いた数値を記載してございます。

このG欄の数値というのがプラスになっておりますと、実際にサービスを提供できている供給量実績が利用したいサービス量、ニーズ実績を上回っているということとなりますので、利用したいサービスを実際に利用できているというふうに考えることができます。

よって、令和5年度につきましては、全ての事業におきまして、ニーズ量を上回る供給量が確保できているという状況でございました。

なお、6ページでは、供給実績とニーズ実績の計画値との差について記載してございますので、参考にご覧ください。

続きまして、7ページをご覧ください。こちらは、需給計画を定めていない2事業についてでございます。

一つ目、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」についてですが、こちらの事業では、低所得者世帯等の副食材料費と、生活保護世帯等の文房具等購入、遠足等の行事参加費等に関しまして、保護者が支払うべき実費徴収額に係る費用の一部を補助しているものでございます。

二つ目、「多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業」につきましては、令和5年度は、新たに認可施設に参入した9施設に対して相談・助言などの支援を行ってございます。

最後に、8ページ、（3）「地域子ども・子育て支援事業計画」の評価についてでございますが、それぞれの事業でニーズ量の実績を上回る供給量を確保することができましたが、新型コロナウイルス感染症対策等の理由から、利用を控えている世帯があったことがニーズ量の実績値には多少影響しているものと認識してございます。

令和6年度については、ニーズの回復が見込まれることから、引き続き、必要な供給量を確保しながら各事業を実施するとともに積極的な情報発信をするなど、子育て世帯の負担や不安が軽減できる取組に進めてまいりたいと考えてございます。

資料1－3についての説明は以上でございます。

また、あわせまして、事前に今回委員の皆様に質問がございましたらということで、あらかじめお寄せくださいということでお願いをしておりまして、何点かご質問をいただいてございますので、まずは、いただいている質問につきまして、それぞれの担当課の方からご説明をさせていただきたいと思います。

手元にお配りしておりますA3判の資料、令和6年度第1回子ども・子育て会議意見集約資料、こちらの資料をご覧ください。

こちらにつきましては、3名の委員の方から事前に質問をいただいております。前段の質問の議事の関係でございますけれども、1番から5番までの質問が先ほど私の方から説明した議事に関わる内容でございますので、まず、このいただいた意見のうち、1番から5番につきまして、それぞれ担当課から説明をさせていただきたいと思います。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 子ども未来局子どもの権利推進課長の石堂と申します。よろしくお願ひいたします。

それではまず、私の方から、1番の林委員からいただきましたご質問についてお答えしたいと思います。

まず、ご質問の内容を読み上げる形でよろしいでしょうか。

「自分のことが好きだと思う子どもの割合」の減少について、コロナ禍により子どもたちの様々な活動が制限されたことが自尊感情の低下に影響を及ぼしていると分析されていますが、令和4年度の実施状況報告のときに、「子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合」の低下について、コロナ禍のせいだと説明があった際に、「自分のことが好きだと思う子どもの割合」についても、コロナによる経験不足、体験不足、抑圧というものだけではないことがあると思われるため、引き続き検討をというご意見があつたと思いま

す。このご意見を生かした分析が望れます。コロナのせいにしても、また、体験不足のせいにしても、子育てを保護者の第一義的責任にのみ追いやるように聞こえてしまします。この指標の数字の低下は、様々に悪化してきた環境下、コロナ禍もその一つの保護者の子育てをこれまでどのように行政が支えてきたかという視点に立って分析されることが必要なではないでしょうか。

ご質問ありがとうございます。これにつきましては、委員のおっしゃるとおり、「自分のことが好きだと思う子どもの割合」の検証につきましては、コロナによるものだけではなく、社会情勢なども含め、いろいろな原因が複合的に重なっているものと考えます。今回の調査結果では、「安心できる居場所がない」「悩み事の相談相手はいない」と回答した子どものうち、「自分のことが好きではない」と回答した子どもは、子ども全体の約28%と比べ高くなる傾向にありました。また、「地域の人との関わりがない」ですか「学校の授業以外での体験機会はない」と回答した子どもも同様の傾向が見られました。

のことから、子どもが成功体験等を感じられるような取組のほか、第三の居場所や気軽に相談できる環境づくりなど、より子どもが安心できるまちづくりに向けて、子育て支援の視点に立った分析も含め、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは続きまして、林委員からいただきました2点目のご質問になります。こちら読み上げます。

子どもの権利について、子どもへは啓発が進んでいるものの、大人では当初値よりも減っていて、啓発が無関心に追いついていない現状なのだと見受けます。そもそも大人自身が権利について無自覚なのではないかという前提に立ち、その上で子どもの権利を知る、考えると取り組む必要があるのではないかでしょうか。このことも、やはりコロナ禍以前からの課題なのではないでしょうか。

ありがとうございます。こちらにつきましては、おっしゃるとおり、大人で身近に子どもがいない場合は、子どもを見たり触れたりする機会がかなり少ないので、子どもの権利について関心が薄くなるものと思われます。ですが、啓発は手を緩めることなく継続が必要ですので、子どもや保護者に向けた理解促進の取組を引き続き実施するとともに、子どもと関わりのない大人を含めて、様々な機会を捉えた普及活動により一層取り組み、広く子どもの権利の認識を進められるように引き続き努めてまいりたいと考えております。

よろしいでしょうか。

○事務局（中家放課後児童担当課長） 続きまして、放課後児童担当課長の中家から、3行目について説明させていただきたいと思います。

3行目、林委員からいただきましたご意見、読み上げさせていただきます。

児童クラブにおける昼食提供は、保護者の負担軽減と言いつつ、1食390円ないし340円という保護者負担が児童クラブの利用とは別にかかります。給食のない長期休業期

間に1回でも2回でもお弁当づくりから開放されることについて保護者から歓迎されていることは理解しますが、保護者にとって、どのような子育てをしたいか、どのような食事で子どもを育てたいか、本当の願いはお金をかけて他人の作った仕出し弁当を与えたいためか、時間や経済的状況に左右されない親の本当の願いについて、この弁当提供で負担感が一定軽減されたということにとどまらず、引き続きアンテナを張り続けていく必要があるのではないかと思います。ということでございました。

まず、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。回答させていただきますが、こちらの事業、児童クラブにおける昼食提供事業につきましては、放課後児童クラブを利用する子育て世帯に対して、夏休みや冬休みのお弁当づくりという家事負担の軽減を目的とした事業でございます。これまでもアンケート調査を実施しておりますが、引き続き、昼食提供実施後のアンケート調査を継続しまして、今後も利用者のニーズを丁寧に把握してまいりたいと思います。

回答以上でございますが、よろしかったでしょうか。ありがとうございます。

○事務局（大井教育課程担当課長） 教育委員会の教育課程担当課長、大井と申します。よろしくお願ひいたします。

4点目の林委員からいただきましたご意見についてでございます。ありがとうございます。「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している子どもの割合」についてという指標に係るご意見を頂戴いたしました。回答させていただきます。

林委員がおっしゃいますとおり、本指標にあります子どもの割合の向上を図るためにには、子どもたちが挑戦する機会、あるいは、粘り強く取り組んでいくという機会を日常生活の中で継続的に保障していくということが大変重要であるというふうに考えております。

その上で、私たちが学校教育の中で大切にしている考え方というのが二つございまして、一つ目が、子ども観、教育観と私たちは位置づけておりますけれども、子どもはどの子もよさや可能性を持っており、大人は子どもを他者と比較するのではなく、その子自身の成長を認めていくことが大切であるという考え方。もう一つが、学校観と位置づけておりますけれども、学校は、「みんな違う」を原点として多様性を認め合い、自己決定をしたり失敗から学んだりする経験を通して自由と共生を学ぶとともに、責任のある行動を取る力を身につける場であるというふうな考え方でございます。

まずは、学校の教職員がこういった考え方を基にして、子どもたちと関わっていく、そして子ども一人一人の声をしっかりと聞きながら大切にして、子ども同士の互いのよさの認め合い、安心して自分の思いや願いを伝え合い行動に移せるような、そういった環境づくりが重要であるというふうに考えております。こうした安心できる環境の下で、子どもは失敗を恐れないで挑戦できるようになるのではないかと考えております。

また、こうした考え方につきましては、学校の教職員のみならず、家庭や地域の方々と共有して、子どもに関わる全ての大人が一人一人の子どもに応じた適切な関わりをもって

いくということが重要と考えております。

委員のご意見にありますとおり、単発的なイベントの体験のみでは、子どもの意識というものは変わらないと考えております。学校におきましては、具体的な取組として、例えば、現在、札幌市において取組を進めております「さっぽろっ子自治的な活動」というものがございます。これは学校において、主に児童会活動、生徒会活動といった場面が想定されますけれども、子どもたちが何々したいという意欲をもって、よりよい方法を自ら考えて動く、そして集団づくり、社会への参画を通して、よい変化を生み出したという喜びを手応えとしてしっかりと心に刻んでいくと。そういう子どもの主体的な活動を支援していく、進めていく。そして、あらゆる教育活動において、子どもたちが他者と協働しながら試行錯誤する中で成長していくことができる、そういう取組を今後も進めてまいりたいと考えております。

お答えは以上でございます。ありがとうございました。

○事務局（末原児童生徒担当課長） 続きまして5点目、私、児童生徒担当課長、末原から回答させていただきます。

馬場委員の方からご質問いただきました、いじめ対策自殺予防事業に関してでございます。

いじめの防止基本方針を十分に各学校が理解していないのではないか。また、教育委員会が学校に対して、法や基本方針の内容、研修を十分に説明していないのではないかなどということで、具体的に5点の質問をいただきましたので、一つ一つ回答させていただきたいと思います。

1点目はまず、方針そのものについてでございますが、この春、札幌市の基本方針を改定させていただきました。この改定の方針を踏まえまして各学校では、各学校の方針をさらに改定をし直しております。この春に各学校が方針を改定したのですから、現在その改定された方針を教育委員会で確認をしているところでございます。

2点目の教育委員会が学校のいじめ方針の運用を十分把握しているかどうかということについてでございますけれども、各学校にそれぞれ担当する指導主事がおりますので、その指導主事が内容を確認するとともに、年度初めにまず各学校を訪問いたしまして、校長の方から直接、いじめの取組状況について聴取を行いました。

この後の進捗状況ですけれども、今まに行われております校長先生との学校経営懇談というのがございますが、その中でもいじめの進捗状況について確認をさせていただいているところでございます。引き続き、いじめの認知につきましては、年間4回ほど各学校から報告を受けて、各学校の取組を把握してまいりたいというふうに思っております。

3点目の各学校におけるいじめ対策組織の運用についてでございますけれども、現在は、各学校のいじめ対策組織の運用につきましては、その都度報告を受けているところでございます。この学校いじめ対策組織につきましては、責任者は校長となっておりまして、招集等いじめの防止等に係る全ての取組は、この校長の責任の下、監督の下に行わ

れているところでございます。

なお、構成員につきましては、教育委員会からお願いをいたしまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについてという専門家についても、構成員として必須ということで、今年度からは措置できるような体制を教育委員会でも整えまして、各学校にそれぞれ、月1回になりますけれども、開催をお願いするとともに、この専門家を交えて、いじめの疑いを早期発見するというような対応を現在行っているところでございます。

4点目は、いじめのアンケートに関するご質問でございました。教育委員会で実施しております、この悩みやいじめに関するアンケート調査に加えて、各学校独自でアンケートを実施しているところでございます。これにより複数のアンケートを継続して行うことと、校内のいじめの実態を把握するとともに、早期発見に資するものではないかなと考えております。

また、このアンケートの結果なのですけれども、児童生徒とそれから教育相談を必ず行うとともに、各学校のいじめ対策組織の中でも情報を共有しまして、各教諭、それぞれ教員等が抱え込むことなく組織対応ができるなどを、各学校に取組をお願いしているところでございます。

なお、今年度から試行となりますけれども、1人1台端末を用いたアンケート調査で、教育委員会からお願いしております悩みやいじめのアンケート調査も使えないかということを思っております。記名のよさもあるのでしょうかけれども、子どもたちがきちんと確実に記録できるということ、そして、早期に集約、把握できるということで、この1人1台端末を活用したアンケート調査についても取組を進めていこうと思っております。

これらについては、その後の教育相談にもつなげられるよう、基本的に全て記名で行われていると聞いております。

最後の5点目につきましては、保護者等への研修のことについてご質問いただきました。春、この基本方針を変えて、今新しい基本方針で実施しているところでございますが、まず、各学校で改定しました方針につきましても、当該の保護者等が知ることがとても重要だというふうに思っておりますので、各学校におきましては、入学時だとか、それからPTA総会などの集会の場がございますので、そういった場を通して、いじめの方針、各学校ではこのような取組をするということで説明をし、理解をしていただいているという、現在はこのような状況でございます。

ご回答になっておりますでしょうか。

○事務局（二渡子ども企画課長） 1点目の議題につきまして、事務局からの説明は以上でございます。

会長お願いいたします。

○藤原会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明並びに事前の質問と意見集約について説明をい

ただいたところですが、ここからは、皆様からまず、事実確認を含めて資料の内容、それからただいまの説明などについて、ご不明なところ、質問がありましたらお願ひしたいと思います。

では、奥からいっていいですか。金先生。

○金委員 札幌大谷大学の金と申します。

質問に対する説明、ありがとうございます。私の方から事実確認と意見という2点のコメントがあります。まず1点目は、資料1-1のところにある「自分が好きだと思う子どもの割合」についてです。そもそも社会調査というものは、その結果を分析する際に、影響する要因を検討するために回帰分析という方法を使用しています。例えば、「安心できる居場所がない」や「悩み事の相談相手がいない」といった要因が、「自分が好きだと思う子どもの割合」に影響しているのか、または相関関係があるのかなど、適切な分析が行われたかどうかが気になるところです。これが1点目です。

2点目は意見とコメントになりますが、そもそも「失敗」というものが何かという点についてです。例えば、10回中1回の失敗が失敗とみなされるのか、10回中5回の失敗が失敗と認識されるのか、という具合に、失敗の基準はどの程度のものなのかが気になります。この失敗のハードルをどのように設定するかによって、結果も異なってくると思います。「失敗」というものの基準について共通認識が必要だと考えています。

さらに、回答欄に書かれていた内容についてですが、学校が「みんなの違いを原点として多様性を認め合う」場であれば、私は他者と比較すること自体も非常に重要だと考えています。違いが分かることで、優越感や劣等感を感じることもありますが、それは一時的な状況に過ぎないという点が重要です。他者と比較することが必ずしも悪いとは言えないのではないかと思います。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございました。

では、まず最初の質問のところで、子どもの自分のことを好きだと思うかというあたりの調査と、その分析の過程についてご質問があったと思いますけれども、どなたか回答いただけますか。お願ひします。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の石堂です。ご質問ありがとうございます。

まず、私の方から、1点目の「自分が好きだと思う子どもの割合」の分析の仕方というところになりますが、こちらにつきましては、子どもに関する実態・意識調査結果というもののアンケート項目として、子どもに自分のことについてというアンケートを項目の中で聞いておりまして、その中で、「今の自分が好きだ」ということに対して「そう思う」「どちらかというとそう思う」ということで答えた子どもの割合を指標として、当初値から比較しているものになります。先ほど委員の方でおっしゃったように、自己肯定感ですか自分のことを好きだと思うということにつきましては、国民性といいますか、

この設問だけではなかなか自己肯定感とイコールに捉えられないということが最近言われております、あわせて今回アンケートでも、「自分のことを理解してくれる人がいる」ですとか、あと「毎日が充実していて楽しい」ですとか、「自分には様々な可能性があると思う」ですとか、「私は自分という存在を大切に思う」ですとか、こういった項目も併せて聞いておりまして、「今の自分が好きだ」と答えた子は62.4%なのですが、それ以外の「自分のことを理解してくれる人がいる」と答えた子は86.4%ですとか、いろいろな自己肯定感をはかるに当たり、いろいろな指標の取り方があるかと思いますので、それにつきましては今後、プランの策定等につきましては併せて検討していきたいと考えております。

答えになっていますでしょうか。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、ちょっとまだほかの方も質問があるので、先に金先生からの回答をしていただきたいのですが、2点目の子どもの失敗ということの、失敗とは何かというあたりをどんなふうに位置づけての調査だったかということについてもお願ひします。

○事務局（大井教育課程担当課長） 教育課程担当課長、大井でございます。ご意見ありがとうございました。今後の取組にぜひ参考にさせていただきたいと思ったところです。

失敗に関してですが、いろいろな学習を進めたり、物事にチャレンジしたりしていく中では、うまくいかないということも当然あるのですけれども、その大小ということではなくて、それをいかにいい方向に向けていくかというところ。私たちは、子どもたちが自ら課題を見つけて、自ら学んで、自ら問題を解決する力を高めていきたいというような考え方で、学習指導を進めているところでございますので、引き続き、子どもたちが前向きに挑戦していくことができる環境を整えていきたいと思っております。

2点目の他者の比較ということにつきましては、我々、学校教育の重点に、「人間尊重の教育」を位置づけておりまして、子ども一人一人が、自分が大切にされていると実感できる学校づくりを進めていきましょうということを合い言葉に取り組んでおります。その中で、子どもたちが自分のよさ、可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重するといった相互承認の感度を高めていく。そのことによって、多様な人々と協働しながら、様々な社会的な変化を乗り越えて豊かな人生を切り開いていく。そして、持続可能な社会の作り手となっていけるような、そういう教育を目指して今取り組んでいるところでございます。

いただいたご意見に対する回答になっておりますでしょうか。

○藤原会長 ありがとうございました。では、ひとまずよろしいということで。

では、お待たせしました。斎藤委員どうぞ。

○斎藤委員 斎藤です。私の方からは、意見集約資料の5ですが、これは馬場先生がいじめ防止基本法に関してのご質問されたことに対しての回答が書かれていますが、この回答で本当にいじめが減少していくのか、甚だ疑問です。

いじめ防止対策基本法は、施行されてから約10年たっておりますが、その間、私の肌感覚では、学校におけるいじめというのはあまり減っていないというふうに思っています。この回答ですと、学校でいじめを出してはいけないということが先に立ってしまって、いじめを出したら、その学校の責任というか、校長の責任ということが非常に問われるというような感じがするのですね。そうではなくて、いじめというのはどの学校でも起きるものだという前提で、いじめに対する授業を定期的に行ってはどうかなと思います。

あと教職員に対する人権教育というかな、いじめというのは、やはり子どもの人権に関わる根本的な問題だと思うのですね。ですから、いじめが子どもの人権に大きく関わるのだという教職員に対する人権教育を繰り返し行うということと、授業の中でいじめは駄目なんだよということを繰り返し繰り返し子どもたちに教えていくということをやらなければ、何かいじめが起きたら、うちの学校大変なことになるんじゃないかということが先に立つと、ちょっと方向性が違うのではないかなと思います。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

これはご意見も含まれているものと思われますけれども、事務局の方から何かコメントはございますでしょうか。

○事務局（末原児童生徒担当課長） 児童生徒担当課長、末原でございます。貴重なご意見どうもありがとうございます。委員のおっしゃるところ、本当に重要なことを言っていただきましてありがとうございます。

1点、私の回答の中で、いじめを出してはいけないように思えるというふうなことがありましたので、誤解をさせてしまったことにつきましては、申し訳なかったと謝らせていただきたいと思います。決して、いじめは出してはいけないように思うということではなくて、委員がおっしゃったように、いじめは誰にでもどこにでも起こり得るものだということで、早期発見だとか、そういうことについて対応を考えていくということが重要であると私たちも認識しております。

おかげさまで、学校でのいじめの認知件数につきましては、例年増えていることでございますが、これはいじめの数が増えているというよりは、学校が積極的にいじめを認知していること、まずは学校がその取組を進めていただいているということで、すごくそれは評価をしているところでございます。

ご意見として2点、積極的にいじめ防止についての授業を行うべきだ、それから、人権教育を教師にきちんと行うべきだという2点について、真摯に受け止め、また研修にこれから生かしていきたいというふうに思っております。ご意見ありがとうございます。

○藤原会長 よろしいでしょうか。

では、馬場委員お願いします。

○馬場委員 馬場でございます。私、直前に質問させていただいて、ご丁寧にご回答いた

だいて、ありがとうございました。

今、斎藤委員の方からご質問ありますて、いじめ予防授業ですね、そのことについて、今年度、昨年度に比べまして、弁護士会に対していじめ予防授業の申込みが飛躍的に増えています。昨日、私、いじめ予防授業を、これは公開してもよろしいのでしょうかけれども、向陵中学校で授業をやってきました。ほかに3クラス、全部で4クラスですね、実施してきました。先週は3クラスですね、やっております。今年度、ここの中学校では、全学年やるというような申込みがございまして、それに対して、子どもの権利委員会が頑張ってやろうということで進めていこうと思っています。ほかの小学校からも幾つも授業の申込みがありまして、それにも必ず対応していかなければならんというふうに思っております。

それであと、ご回答いただいたのですけれども、一つだけ確認をしたかったのですけれども、今春の札幌市の基本方針の改定を踏まえて、各学校でもそれぞれ改定をされているということです。それで実は、各学校の、各学校ってこれ全部調べると大変な数になるので、私、たまたまこの学校はどうだろうということで二つほど調べました。全く対照的な学校のいじめ防止基本方針になっています。ただ、これは、一つは2023年4月、もう一つの学校は令和6年3月28日改定です。ですから、今年の春の札幌市の改定に応じた改定がさらにされるのかもしれませんけれども、果たして、方針どおりさらに改定されていくのかどうか。

何を申し上げたいかといいますと、双方、二つ学校しか私の方で検索していませんけれども、片っ方は、いじめ対策委員会の中身についてほとんど書いていない。片方は、いじめ対策委員会のことについて詳細に書かれてあるのですね。どうしてこんな違いが出てくるのかなと。これは、各学校のいじめ防止基本方針は、何をモデルというのは変ですけれども、何を素材にしてそれぞれ立てられているのか。先ほどこの回答では、教育委員会の方できちんと確認をしていますということでしたけれども、もし札幌市の方針が改定する前に、このようなかなりの違いがあることについて、どのように把握されていたのか、どのように指導されてきたのか。

なぜそれを申し上げるかというと、いじめを調査する中で、学校のいじめ対策組織が全く機能していないことがたくさんあります。誰が招集するのかも決まっていない。定期的にやるかも決まっていない。何をするのかも決まっていないという、構成員も決まっていない。そのような学校のいじめ防止基本方針というのが現実的にあるのです。その辺について、万が一いじめが起きたときに、本当に基本方針が運用されるのかどうか、明示されていないものについて運用しようがないのではないかという率直な感想なのですね。

ですから、今まさにそこを確認しつつあるということであれば、まさにそこをしっかりとやっていただきたいと思いますけれども、私のご回答いただいた中で、直前のものでしかれども、各学校の、二つの学校でしかれども、検索しましたらそんなことですので、今後について、ぜひご検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、これに対しても、教育委員会の方でコメントがありましたらお願ひします。特に、各学校で何をモデルにしてこの委員会の設置と機能を文書化しているのかというところが、あまりにも二つの例が違ったということですので、そのあたり何か、今までされてきたことがあれば教えていただきたいと思います。

○事務局（末原児童生徒担当課長） 引き続き、児童生徒担当課長、末原でございます。ご意見いただきありがとうございます。また、厳しい市民の視線ということで、各学校の取組を見ていただいていること、本当に感謝申し上げます。

今いただきました2点につきましては、一応学校の名誉のことを考えますと、多分ホームページにアップされていないのだろうという、ちょっとそういった初歩的なミスなのではないかなという感じで私は今受けおりました。といいますのも、この春休みにかけて全ての学校につきましては、札幌市のまず方針がこのように変わる予定だから準備していくねと、こういうことを新しく入れていただく予定だから、これを改定するように準備しておいてねというふうに伝えております。実際に札幌市の方針が固まったのは4月なので、改めて4月につきましても、その固まった方針についてお話をして、変えるところをきちんと変えていただいているところです。ですから、いじめ対策組織、各学校で必ず組織を、それを行うこと、そして、その招集については、校長が監督責任を持つこと、そして、構成員を位置づけること及び月1回の開催日を位置づけることについては、各学校にお願いしているので、多分、2023年4月のときには十分でなかった各学校の方針の1校が、現在は方針が直っているものの、ホームページ等にアップが遅れているのではないかというふうに思われます。

引き続き、各学校の取組をきちんとしていきますが、これまで本当に、昨年度まで法の改定から10年たっているにもかかわらず、法の理解が十分でなかったという指摘は十分すごく強く受け止めまして、引き続き、法の精神が各学校にきちんと行き渡るように、今年度改めていじめ防止対策再取組元年というような気持ちで私たちも気を引き締めて、緊張感を持って取り組んでいるところでございます。引き続き、ご支援とご理解をよろしくお願ひいたします。

○藤原会長 ありがとうございます。

馬場委員、今の件についてはよろしいですか。

では、ご質問ある方、お願ひいたします。

五十鈴委員ですね、お願いします。

○五十鈴委員 五十鈴でございます。どうもお世話になっております。

また教育委員会さんの方で申し訳ありません。斎藤委員の方から、いじめに対する授業ですか、教職員への人権教育というお話がありました。私は地域の方で主任児童委員をしておりまして、小学校の方に入って、学びのサポーターで活動させていただいているの

ですけれども、ちょっと保護者さんからご相談を受けております。それは、子ども同士のいじめではなくて、先生の、いじめとは言わないのです。ただ、強い言葉ですとか、立たせたりとか、そういうことについてのこと、不安のとても強いお子さんで、学校に行きたくないと言っているのだけれどもという話なのですね。きっと体罰だとか暴力だとか、そういう類いのものではないと考えておりますけれども、やはりお子さん一人一人受け取り方が違う。でも、その一人一人に対して、そこまでの神経を使っていると、先生方もお忙しいので、とてもそれは毎日見ていて分かるのですけれども、そういう意味で、いじめでは、子ども同士ではないというところを少しお考えいただけたらありがたいなと思っております。不適切な指導という話にはならないと信じておりますけれども、そちらの方も含めまして教職員さんへの教育というか、人権教育ですね、そちらの方も併せてお願ひしたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○藤原会長 これはご意見ということで承らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問いいですか。川内委員どうぞ。

○川内委員 市民委員として参加しています川内です。意見になるかと思いますが、皆さん出していただいた質問に横断的な形になると思うのですけれども、今、五十鈴さんからおっしゃったような話も、私自身も小中と子どもがおりまして、参観に行って見たり、子どもから話を聞いたり、お母さんたちからいろいろ聞いたりという中で、残念ながらやはり、今多様なお子様、発達のお子様たちも一緒に教育していくインクルーシブ教育などたわれてきているようなところがありつつの教育を変えていこうという流れかとは思うのですけれども、残念ながら、目の当たりにしたこととしましては、やはり神経発達症と思われる、断言はもちろんできませんが、そういう子たちも一緒に学んでいるという中で、やはりちょっと奇声が出てしまったりとか、大きな声で発言してしまったりというようなお子さんに対して、ちょっと見ていると、子どもたちがやゆするような発言をするというのを目の当たりにしました。なぜこういうことが起きるのかなというふうに疑問を持ちまして子どもに聞いたところ、ふだん先生がこういう発言をしているからということを聞きました。もしその声が大きかったりすると、もうこの子は直らないで、図書館に、今日は空いているから、図書館にでも行っておとなしくしていなさいとか、そういう言葉を先生がやっぱり使ってしまうと、子どもはそれを注意したり指摘していいんだという無意識下の、これでいいんだ、当たり前というところが育っていってしまうなというふうにちょっと危機感を持ちました。

そういうところでいきますと、こういう調査とかでどうしても数字で表すしかないものだとは思うのですけれども、そういった事例的な、個別的なそういう、五十鈴さんもおっしゃったように、いろいろな子の多様性を認めていきましょうとうたうのは簡単なのですけれども、やはり運営している一人一人の先生たちの言葉かけ一つで子どもたちの人権観というか、そういうものが自然に育ってきてしまうんだなというものを目の当たりにしま

した。

なので、それぞれ先生たちの価値観の共有とかというものもなされていると思うのですけれども、まだそういう過渡期の中では、本当にそういう子どもたちが心を痛めてしまうような事案、1年生だとなぜか先生たちは1年生の学級崩壊を防ぎたいという、何か引き締めるような雰囲気があって、それが恐怖感となって行けなくなるというお子さんもよく聞きます。高学年になると、中学生になるからという意味でなのか、ちょっと理解できないのですが、昭和的な連帯責任で、忘れ物が多いと今日は授業しませんとか、そういった教育がまだ実際、保護者としては、体感として万全と残っております。なので、皆さん頭を合わせてとてもいいことをいこうと思っていると思うのですが、現実そうではなく、困っている親子というのはいるということを、数字とは別に実例として拾って、その声も含めて施策にのせていただければと思います。

私たち親世代というのは、日本では人権教育というのがなかなかされてこなかったので、私たち自身が人権とはというのがしみついていないと思います。その中で、啓発だけでは絶対に子どもの権利というものを尊重した子育て、教育というのは難しいと思いますので、ますます私たち親世代が、子どもの人権って何だろうということを考えていけるような何か取組をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、こちらも今非常に貴重な意見、リアリティーをもって発言していただきましたので、このことは受け止めるということでお願いしたいと思います。

それでは、今日もう一つ議案がありまして、ちょっと予定の時間を1件目で多く取らせていただいたので、取り急ぎ次の案件に移させていただいてもよろしいでしょうか。また最後で時間がありましたら、今のことの続きとかも発言いただく時間があれば設けたいと思います。

それでは、様々な意見をいただきましたが、令和5年度の実施状況報告書については、本日の審議内容を反映していただいて、今のご意見をぜひ入れた上で、最終的な内容をホームページに公表していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題の2点目、（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プランの策定についてです。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） 子ども企画課長の二渡でございます。私の方から、議題の2点目、「（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プラン」の骨子案についてご説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料の2-1、「（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プラン骨子案」をご覧ください。なお、お配りしている資料のうち、資料の2-2及び資料の2-3に関しては、資料の2-1に掲載している調査内容の概要版としてまとめているものになりますので、参考にご覧いただければと思います。

また、これ以降の説明では、現在の「第4次さっぽろ子ども未来プラン」を「現計画」、「（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プラン」を「次期計画」というふうに表現させていただきますので、あらかじめご了承ください。

まず、資料2－1、1ページ目、「1. 計画の位置づけ及び計画期間」をご覧ください。（1）位置づけの二つ目の丸の内容になりますけれども、次期計画はこども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置づけることとするため、「こども大綱」の内容を勘案して策定いたします。そのため、本市の次期計画におきましても、子どもに関する計画を束ね一体的に子ども施策を推進するため、「札幌市子どもの貧困対策計画」及び「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」を新たに統合することいたします。

続いて、（2）計画期間ですが、子ども・子育て支援法にて5年を1期とする事業計画を定めるものとされていることや、社会情勢の変化に対応することも鑑み、令和7年度から令和11年度までの5年間としてございます。

次に、2ページから3ページ目、「2. 子どもと若者・子育て世帯を取り巻く状況」についてでございます。こちらにつきましては、主に子ども・若者を取り巻く状況について調査結果や統計資料をお示ししております。また、子育て世帯などを取り巻く状況については、4ページから7ページ目、「3. 就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査及びグループヒアリングからの結果」にまとめてございます。また、それぞれの調査結果などから導き出される方向性をそれぞれ明示してございますので、ご確認いただければと思います。

これらの方向性を踏まえまして、8ページ目、「4. 計画策定のポイント」をご覧ください。こちらには、3点のポイントを記載しております。まず、1点目は、「こども基本法及びこども大綱を踏まえた計画体系」とするものです。次期計画の策定に当たり、全ての子ども・若者が、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指し、体系を構築してございます。

2点目は、「市民ニーズに応える子育て施策の推進」です。プランの策定に当たっては、市民の意向、ニーズを踏まえた計画づくりや事業展開が重要と考えてございますので、ニーズ調査から明らかとなった課題等に応える計画を策定し、社会全体で、子ども・若者及び子育て世帯を支えてまいりたいと考えてございます。

3点目は、「着実な進行管理の実施」です。計画の進捗につきましては、計画全体及びその基礎となる基本目標の成果指標の設定に加え、主要な活動指標も複数設定し、本会議にて進捗状況をご確認いただくことで、適切に進行管理を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、9ページ目、「5. 章構成（案）」についてでございます。第1章から第3章までの構成と、第7章から第8章の構成につきましては現計画と同様としてございますけれども、第3章に掲げる基本理念や基本的な方針は、この後のページにてご説明をさせていただきます。

また、第4章部分でございますけれども、こちらにポイントを記載してございます。今回新たに統合する「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」につきましては、第4章の「具体的な施策の展開」における、基本目標1と基本目標3の基本施策として位置づけております。また、新たに統合する計画であることを踏まえ、その詳細につきましては、第5章及び第6章で改めてお示ししたいと考えてございます。

なお、第3章に「子どもが考える「子どもにやさしいまち」」と記載してございますけれども、こちらにつきましては、今年の7月から10月にかけて、子どもたちに、「子どもにやさしいまちはどういうまちか」についてご意見をいただき、それを次期計画に盛り込んでまいりたいと考えてございます。

続いて、10ページをご覧ください。こちらには、基本理念について考え方をお示ししております。現計画の基本理念は「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」でございます。中ほどの<考え方>に記載してございますとおり、現計画につきましても次期計画につきましても、子どもの権利の尊重を通底理念として策定することには変わりないことから、次期計画では現計画の基本理念を引継ぐこといたしますが、次期計画では対象が子ども・若者であることが明示されるよう、「若者」という文言を追加してございます。

また、11ページには、基本的な方針について考え方をお示ししてございます。現計画では「基本的な視点」として四つの視点を上げてございますけれども、次期計画ではこども大綱で掲げる「基本的な方針」を踏まえまして、四つの方針を掲げてございます。

一つ目の「子ども・若者と子育て当事者の視点」は、右側に記載のあるこども大綱の基本的な方針①及び②に対応した方針として挙げているものになります。下の囲み、ポイント1にも記載してございますとおり、こども大綱を踏まえ、現計画の「子どもの視点」の考え方方に加え、新たに若者、そして子育て当事者の視点を加えまして、それぞれを尊重し意見を取り入れながら施策を推進してまいりたいと考えてございます。

二つ目の方針は、「貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が自分らしく幸せに生活できる環境づくり」です。現計画ではすべての子ども、子育て世帯を支える視点として、支えるということに主眼を置いておりましたけれども、次期計画では、こども大綱の基本的な方針④及び⑤を踏まえまして、貧困と格差の解消を図ること、多様な価値観や考え方に基づき自ら選択をし、自分らしく幸せに生活していくことを目指し、この方針を定めてございます。

三つ目の方針、「ライフステージに応じて切れ目なく支える」につきましては、現計画の視点3の考え方方に加え、こども大綱を踏まえ、「切れ目なく支える」という視点を盛り込んでございます。

四つ目の方針、「地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える」につきましては、こども大綱の方針とも合致するため、次期計画でもそれを引き継いでまいります。

最後に、12ページから14ページの「6. 計画体系（案）」についてでございます。こちらは、基本施策や、具体的な事業を盛り込む箇所となります。次期プランについては、こども大綱で述べられている「こども施策に関する重要事項」を踏まえ、ライフステージ全体を通して対処すべき課題と、各ライフステージに特有の課題とを整理いたしまして、基本目標1「子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実」、及び基本目標2「ライフステージの各段階における環境の充実」を設定する予定でございます。

また、子ども・若者の健やかな成長のためには、子育て当事者への支援の充実も重要なことから、基本目標3を設定する予定です。

また、「基本施策の内容」ですが、こちらもこども大綱の重要事項の中に書かれている項目を踏まえ、基本目標ごとに設定してございます。

例えば、12ページ、基本目標1では、次期計画は子ども・若者の権利の尊重を通底理念として策定するという観点、及びこれは全てのライフステージにおいて考えるべき内容と考えてございますので、基本施策1に「子どもの権利を大切にする社会に向けた取組」を挙げてございます。

基本目標1のその他の施策に関しましても、ライフステージを通して対処すべき課題があると認識しているものを挙げてございまして、それに対応する事業や取組をこれから掲載していきたいと考えてございます。

また、基本目標2では、各ライフステージ特有の課題に対応すべく、「子どもの誕生前から幼児期まで」「学童期・思春期」、そして「青年期」という三つのライフステージごとの環境の充実を施策として挙げてございます。

最後に、基本目標3では、子育て当事者が自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向かっていけるよう、経済的支援の充実や、共働き・共育ての推進等について、基本施策として挙げてございます。

以上が、次期計画の骨子案となります。今後、委員の皆様のご意見を踏まえ、また、庁内部局とも情報交換させていただきながら、基本施策の中に位置づけるべき具体的な事業を検討してまいりたいと考えてございます。

また、9月に開催予定の次期会議では、本日いただくご意見を踏まえたプランの素案をお示しする予定でございますため、この後は委員の皆様の活発な意見交換をいただきたいと考えてございます。

次期計画の骨子案の説明については、以上でございます。

引き続きまして、委員の皆様から事前にいただいている意見についてご説明をさせていただきます。お配りしております意見集約の資料をご覧いただければと思います。

議題の二つ目に関する事前のご意見につきましては、本日欠席の北川委員から3点、質問をいただいてございます。こちらの番号でいいますと6番から8番の内容になってございます。

北川委員からいただいた意見につきましては、いずれも資料の書きぶりに関するもので

ございますので、今後、素案計画策定の際の参考にさせていただきたいというふうに考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございました。

では、ただいまの説明と、それから事前質問をしていただいたわけですけれども、この後の議論は、この骨子案を基に、第5次さっぽろ子ども未来プランの素案作成に向か、委員の皆様の意見交換の場としたいと思います。質問、そして意見、併せてお受けしたいと思いますので、お願ひいたします。

斎藤委員お願いします。

○斎藤委員 斎藤です。

6の、ページで言うと12ページなのですが、計画体系の案の基本施策3、児童虐待防止対策と社会的養護の推進なのですが、ここに施策の内容（想定）と書いてありますて、子ども家庭センター、第二児相、社会的養護を必要とする子ども・若者の自立支援、里親制度の促進と書いてありますが、この中に、一つは、里親支援センターというものを来年度から発足させていく考えがあるのかどうかということと、社会的養護の若者が措置解除になった後、今も自立支援事業というのがあると思うのですが、子ども家庭庁の方から新たに、その措置解除になった若者に対する拠点事業ということができたと思います。これは制度として確立しているかどうか分からぬのですけれども、社会的養護自立支援拠点事業というものが構想されたと思いますが、来年度から札幌市で行う予定はあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○藤原会長 では、これはご質問ということで、里親支援センターと、それと措置解除後の拠点づくりについて、札幌市の見通しをお答えいただきたいと思います。

○事務局（湯谷家庭支援課長） 子ども未来局児童相談所家庭支援課の湯谷と申します。私の方から、里親支援センターを発足させていく考えがあるかどうかという点についてご説明させていただきます。

私ども児童相談所としましても、こちらの里親支援センターを整備して、里親の支援体制の強化を図っていきたいという考えはございまして、まだ確定はしていないのですけれども、実現できるように管理部門の方に要求していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○事務局（笹谷地域連携課長） 児童相談所地域連携課の笹谷でございます。いつもお世話になっております。私の方からは、社会的養護自立支援拠点事業の関係の方についてお答えさせていただきます。

社会的養護自立支援拠点事業の方、令和6年4月からの児童福祉法の改正に伴って、国の方で法定事業になったものでございますけれども、まだ現時点では、札幌市の方で来年からの拠点事業の設立ということの予定の方はございません。ただ、他団体ですとか事業

の方、様子を見ながら、今後また管理部門とともに検討の方をしてまいりたいと思います。

以上です。

○藤原会長 では、ご質問に対する回答ということでよろしいですか。

○斎藤委員 社会的養護の自立支援拠点事業は、既に道の方では4月から委託でスタートしているように理解しておりますので、ぜひ札幌市も前向きに検討していただきたいと思います。

○事務局（笹谷地域連携課長） 意見ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、そのほかの点についてご質問、ご意見お願いいたします。

星委員どうぞ。

○星副会長 星でございます。

意見なのですけれども、基本理念について、子ども・若者ということで、若者という考え方を新たにつけ加え、それから、基本的な方針の方でも、1と2で子ども・若者の視点ということを新たに文言として盛り込んでいるというところでございますので、計画体系の方ですね、基本目標の1辺りにも、子どもの権利というだけではなく、若者という視点をより分かりやすく取り入れて表していくことによって、実現しやすくなるのかなと考えたりしました。基本施策の方に若者というポイント幾つか入ってございますけれども、もう少し上のところにそういういた考えを入れてもいいのかなと考えております。意見でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

これは何かコメントがございますか。

○事務局（二渡子ども企画課長） いただいた意見を参考に、今後検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○藤原会長 そのほかいかがでしょうか。

どうぞ、お願いいいたします。

○加藤（智）委員 加藤です。

私どもの札幌市の常設サロンを、11団体あるうちの5団体が運営させていただいております。サロンに実際に関わっている者として、14ページなのですけれども、子育てサロンの場所というのは、なかなかいろいろな事案を聞いていますと、親子が行き詰ったときには分離するとか、そういう発想になったりすると思うのですけれども、この親子のサロンというのは、そもそも親子で通ってくるという場所でして、やっぱり疲れたから分離するのもすごく大事なのですけれども、割と行き詰まってきたお母さんが現場に来て、子どもといふってこんなに楽しいんだということをまず理解していって子育てをしていくということはすごく大事だと思うのですね。離してしまうということよりも、まず子育ての楽しさをそこで学んだり、いろいろな仲間をつくってということがすごく大事だな

と思っています。

コロナを挟んでから、特にほかの親子との距離感を取りづらいですか、公園に行っても声をかけられないとか、そういう現状が今ある中で、なかなかそういう場をつくることがすごく足りなくなってきたというふうに思います。なので、特に、子育てサロンに来るお母さん方が、ずっと私、前から言っているのですけれども、1か月、2か月から全然通ってきてもらって構わないのだけれども、まだ早いと思っていて、ちょっと待ってから来たと、もっと早く来ればよかったという子がすごく多いのですよね。なので、本当に早い段階から来ていただいて、まず分離する前に、分離するとか考える前に、一緒にというところを経験してもらえたうれしいかなというふうに思います。

それから、その下のところの父親の支援というところなのですけれども、私たちも常設サロンとして父親向けのイベントだとかを開催しながら、お父さんの育児というところの、これは今世の中が変わっていまして、前はお父さんがお母さんを手伝うものという感覚ですけれども、ここ二、三年、本当に特にすごく強く感じますけれども、若いお父さんたちは、手伝うのではなくて、自分も一緒にするんだという意識がすごく高くなっているなというのはすごく感じます。ただ、それを支えている周りのもっと上の世代の方たちがまだまだ、どうして男がそういうことをするんだとか、男がどうしてそうするんだという声がすごく多いというのも事実なので、やはり当事者もそうなのですけれども、周りのところからそこを考えていかなければならないし、やっぱり子育てって大変というイメージではなくて、楽しいというところをどんどん伝えられる場が増えてくれたらいいのかなと思います。

この育休制度なのですけれども、育休を取るということが目標になってしまって、育休を取っている間、どう過ごすかというのがお子さんにとってもすごく大事だと思っているのですね。長い人生の中で本当にお父さんのお膝に乗る時間ってすごく少ないんだよと子どもたちに伝えるのですけれども、その中で、育児休業をせっかく取ったのに、その間どう過ごしているかということが、正直お母さん方の声から、お父さんがいたから逆に邪魔だったというか、自分が育児しなければならないのに、もう一つお父さんの世話が増えてしまったという実際そういう声もあるのですね。ただ、本当に一緒に両輪でやっている家庭もすごく増えているなというのも事実なのですけれども、やっぱりその部分のところの私たちの伝え方というのですかね、だからこの形をつくるだけではなくて、それがどう生かされているかというのを実際に現場のところに伝わっていないといけないなというふうに思います。これは、何でしょう、意見ですかね。現場にいる者としてちょっと生の声という形で伝えさせていただきました。

○藤原会長 どうもありがとうございます。

では、これに関して何か補足等、事務の方からありますか。

○事務局（佐藤子育て支援推進担当課長） 子育て支援推進担当課長、佐藤でございます。貴重なご意見ありがとうございます。

今、加藤委員がおっしゃったように、子育てサロンは、小さなうちから親子で一緒に遊んだり交流したりできる重要な場であるということは認識しております。引き続き、子育てサロンの利用について啓発を進めるとともに、また、父親の子育て推進に関しましても、様々な啓発を行いつつ、周知を行っていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

○藤原会長 加藤委員よろしいですか。

それでは、川内委員お願いします。

○川内委員 川内です。

今、不登校のお子さんたちが全国的にも多いということになっていて、前回の会議でも、たしか政令指定都市としては札幌市も多いというお話があったと思うのですけれども、不登校の親子に対する対策というのは、この中でいうと、具体的に言葉として上がつてはいないので、どこに当てはまるのかなというのを一つ質問したいと思います。

あともう一点なのですが、専門職として私が、札医の精神科の教授が開催しました周産期のメンタルヘルスケアの対策というところで、周産期の産後うつに関係しての自殺というのが、やっぱり日本としては先進国の中でもまだ依然として高いということをお聞きしました。数値として、たとえそれが1であっても、やはり産後命を落とすということを一人でも防ぐというのは、対策としては必要なことかなと思います。その先生のお話では、やはり全体的な自殺の対策というのは進んできているけれども、周産期に関しては依然として対策が進まず、難しいところだというふうなお話がありました。今、私もホームスタートで関わってはいるのですけれども、産後の親子、お母さんというのを支えていくというのは、もうちょっと具体的に自殺というところまで踏み込んだ、イメージした対策というのも一つ、具体的に盛り込むというのもあってもいいのかなというふうな意見でした。

○藤原会長 どうもありがとうございます。不登校支援の方については、基本施策4のことになるのかと思いますが。

○事務局（二渡子ども企画課長） 子ども企画課長の二渡でございます。ご質問いただきましてありがとうございます。

会長からもご指摘ございましたとおり、12ページの基本目標1「子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実」、この基本施策の4「困難を抱える子ども・若者への支援の推進」、この中に不登校支援というものを位置づけていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川内委員 ありがとうございます。見落としていました。すみません。

○藤原会長 あともう一点の方についてもお願いします。

○事務局（石川母子保健担当課長） 母子保健担当課長の石川と申します。ご質問ありがとうございます。

産後うつの自殺については、本当にあってはならないこととして私たちも重く受け止めております。札幌市でも10年以上前から、出産後に家庭訪問をしておるのですが、そのときに産後のメンタルヘルスのチェックリストというアンケートを行っていまして、赤ちゃんをかわいいと思いますかとか、お母さん自身の体調今どうですかとか、そういうことを確認しながら、もし産後の状態が悪い方については、小まめな支援、ご相談を続けるということをやっています。本当に一人でも命が失われるということがないように、産後のお母様、そしてそのお母様、産後体調が悪くなった方に育ててられているお子様、両方について、今後もきめ細やかな支援を続けてまいりたいと思います。ご意見どうもありがとうございました。

○藤原会長 ありがとうございます。

第4章の方の基本目標2の、さらに基本施策1のところに、「子どもの誕生前から幼児期までにおける環境の充実」というところがありますので、そこで今のようなメンタルヘルスを含めた周産期の母親支援というところも網羅されるような内容になるように検討していただきたいというふうに思います。ご意見ありがとうございました。

ほかいかがでしようか。

お願いします。天野委員。

○天野委員 今の産後の自殺の件に関して、地域で保健師さんが訪問していただいて、早めにピックアップしていただいていると思うのですけれども、そういうピックアップした後の窓口が、やっぱり市だとか公的な部分で、その後どうやって支援するのかが結構問題になっているかなというふうには感じていて、診断がつくような病院へ相談するといつても、たくさんの病院があつたりとか、周産期のメンタルヘルスに特化した病院というのはすごく少ないので、それがこの窓口に相談したらいいよというのが、そういうことも政策に盛り込まれると、もっとお母さん方が相談、やっぱりピックアップされた人もされていない人も、ここに特化したような相談窓口があると、もっと治療につなげられたりとか、お母さん方を助けていくことができるのではないかなどというふうに思いました。意見でした。

○藤原会長 ありがとうございます。

コメントがありましたらお願いします。

○事務局（石川母子保健担当課長） 母子保健担当課長の石川です。ご意見ありがとうございました。

今の意見を踏まえて、私たち母子保健分野だけではなく、精神保健に関わる専門の部署とも相談しながら進めてまいります。今のように特化した窓口があるというものもちろん周知に必要なのですけれども、いろいろな窓口が複数あると悩まれるというお気持ちも分かりますので、育児に関して、子育てについて悩みがあれば、まずお住まいの区の保健センターに一旦ご連絡していただければ、そこから私たちがご相談、私たちというのは区の保健師がご相談を受けながら、必要なところにおつなぎするというふうにもしていきた

いと思いますので、今後ともやってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございました。

特に挙手がないようであれば、そろそろ次の方に移りたいと思いますけれども、あとお一人ぐらい、ご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、本日のこの骨子案ですが、今いただいたご意見などを踏まえて事務局で再度検討いただき、次回9月の本会議で、次期計画の素案についてご提案をしていただくという予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

3. 報 告

○藤原会長 それでは、残り15分となっておりますので、各部会の決議状況について、移りたいと思います。

報告事項で、条例第9条第6項の規定に基づき、各部会で決議を行うこととした審議事項について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） 子ども企画課長の二渡でございます。私の方から、各部会の決議状況についてご報告をさせていただきます。お配りした資料の3及び資料の4についてご報告をさせていただきます。

まず、「児童福祉部会」の決議状況でございます。

令和5年度第4回の部会は令和6年3月27日に開催し、里親の認定についてご説明し、ご意見をいただいてございます。なお、里親の認定については、個人情報を含むため非公開とさせていただいてございます。

続いて、資料の4「若者支援施設在り方検討部会」の決議状況についてでございます。

令和6年度第1回の部会を令和6年4月23日に開催しており、部会の審議内容及び進め方（スケジュール）について、若者支援施設の現状について、若者支援施設基礎調査（案）についてご説明いたし、ご意見をいただいてございます。

各部会の決議状況につきましては、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明についてご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

2点の決議状況については、以上ということにさせていただいてよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ちょっと私、後半急いでしまったというところもあるのですけれども、全体を通して、議案1と議案2併せて、何か漏れた点、あるいは質問、ご意見などがあれば挙手をいただきたいと思います。

馬場委員お願いします。

○馬場委員 馬場でございます。

直接議題ではないのですけれども、資料2-2というのがついております。これは令和5年度子どもに関する実態・意識調査概要版ですけれども、ここの調査概要のところを見

ると、調査の目的として、令和2年度から令和6年度まで子どもの権利に関する推進計画を策定していると。ということは、今年もまたいろいろな関係で意識調査をされるのだと思いますが、いろいろなデータを取られておりますけれども、データを取られる対象の大人の方、子どもの方を、人数を広げるというのは大変だと思うのですけれども、データの正確性からすると、いろいろな角度でやっていただき、分母を増やすということが必要でないかなということが一つです。

それから、例えば、アシストセンターを知っていますかとか、そういう質問の場合、果たして、そういうアシストセンター、権利救済機関をどういう形で市民の方に告知をしているのか。ホームページを見てくださいということだけなのか。例えば、各学校に配付しているのかとか、児童相談所にも配付しているのかとか、そのあたりが必ずしも具体的に記載されていないような感じがしまして、さっき申し上げたような視点で、この調査をより意味のあるものにするためには、令和6年度以降、令和7年ですかね、いろいろなことを検討されるときに、より実効的にするために、ご検討していただいた方がいいのではないかというふうに今資料を見て思った次第です。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

事務局からありましたらお願ひします。

○事務局（二渡子ども企画課長） 子ども企画課長の二渡でございます。ご意見いただきましてありがとうございます。

アンケート調査につきましては、質問項目等も含めて、その都度考えてまいりたいと思いますので。先ほど委員からもいただいたご意見を踏まえまして、今後検討をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○藤原会長 馬場委員、よろしいでしょうか。

そのほかございますか。

どうぞ。林委員お願ひします。

○林委員 一つ事務的に確認したいのですけれども、第5次子ども未来プラン骨子案、今日拝見して、そして9月に素案が出されるということで、その間、今日終わった後にも何か意見をお届けしたら参考にしていただけるような、そういった過程はございますでしょうか。

○藤原会長 これは事務局からお願ひします。

○事務局（二渡子ども企画課長） 子ども企画課長、二渡でございます。ありがとうございます。

本日はこういう形で皆さんにお集まりいただきましてご意見賜りましたけれども、このような全体の形の会議というのは、この後、9月までは開催はいたしませんけれども、この後、会議が終わりました後も、何かご意見等後からございましたら、メールとかでも結構ですので、その都度ご意見いただければ、ぜひ検討の材料とさせていただければと思い

ますので、よろしくお願ひいたします。

○藤原会長 では、本日は時間の制限もあって、ご意見、ご質問、発言できなかつた委員の皆さんも、メール等でそれはお伝えしていただくことが可能ということですので、お願ひいたします。

そのほかはいかがでしょうか。

箭原委員どうぞ。

○箭原委員 まだ意見として自分としてもよくまとまつてはいないのですけれども、申し訳ないですが。厚労省時代からワンストップの窓口というのをつくれと言って、すばらしい紙だけで来るのですけれども。札幌市さんにも言つていて、ワンストップ窓口、結構、区役所だったら保健福祉のところの相談員さんいらっしゃいますね。そことかってあるのですけれども、ここまでSNSとかいろいろあって、その上にひとり親家庭のLINEの窓口をつくっていただいたら、あそこ結構皆さん見ていて、すごく人数が増えているのですね。そうやってやっぱり若い方というか、若い方という言い方も変なのですけれども、していると、やっぱりLINEの窓口とかすごく相談しやすいし、見やすいというのがあるので、それこそワンストップ窓口。だから、若者、子ども支援のところのワンストップ窓口で、そうするとここにLINEを投げると、ここに相談したらいいよとか、ここに行ったらいいよというのをちょっとずつ言ってくれるとか、そうだねって寄り添ってくれるとか、ある程度AIチャットボットでもできると思うので、そういうのをやりつつ、充実させていくというのですか、相談窓口を。というのもご検討していただけたらうれしいかなと思っています。意見です。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、これは追って検討していただくということでお願いしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日も熱心な議論ありがとうございました。

本日の議事については、これで終了といたします。事務局にマイクを戻します。

4. 閉　　会

○事務局（二渡子ども企画課長） 委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

また、先ほど林委員の質問に対してお答えさせていただきましたけれども、本日の会議の議事等につきまして、改めてご意見、ご質問等ございましたら、メール等で結構でございますので、事務局までご連絡をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、次回の会議につきましては、（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プランの策定に係る素案などについてご審議いただきたいと考えてございます。

日程につきましては、さきに皆様にご連絡させていただいてございますけれども、令和

6年9月19日10時から開催を予定してございます。会場等詳細が決まり次第、別途事務局よりご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の子ども・子育て会議は、以上をもって終了となります。本日は、誠にありがとうございました。